

付託議案説明資料

条例・事件決議

令和5年2月27日

総務部  
企画部  
財務部  
県民生活部  
危機管理部

## <目 次>

1	[第 23 号議案] 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	3
2	[第 24 号議案] 退職手当基金条例	4
3	[第 25 号議案] 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例	5
4	[第 26 号議案] 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	6
5	[第 27 号議案] 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	8
6	[第 28 号議案] 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例	9
7	[第 29 号議案] 兵庫県税条例の一部を改正する条例	10
8	[第 30 号議案] 犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例	14
9	[第 38 号議案] 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	19
10	[第 42 号議案] 関西広域連合公平委員会に係る事務の受託	20
11	[第 44 号議案] 包括外部監査契約の締結	21
12	[第 45 号議案～第 51 号議案] 公の施設の指定管理者の指定	22
13	[第 144 号議案] 持続可能な兵庫づくり基金条例	24
14	[第 145 号議案] 美術品等取得基金条例等の一部を改正する等の条例	25
15	[第 146 号議案] 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	26
16	[第 152 号議案] 兵庫県地域創生戦略（2020～2024）の変更	27

# 1 [第23号議案] 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例

## 1 制定の理由

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正により、指定都市の長が当該指定都市の区域内のみに販売所を設置する液化石油ガス販売事業者の登録等を行うこととされることに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

## 2 制定の概要

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づく事務（本則の表51の部関係）

次に掲げる事務を、神戸市が処理することとする旨の規定を削除する。

- (1) 神戸市の区域内のみに販売所を設置する液化石油ガス販売事業者（以下「区域内液化石油ガス販売事業者」という。）の登録等に関する事務
- (2) 神戸市の区域内のみに設置する販売所の事業として販売される液化石油ガスの保安業務を行う保安機関（以下「区域内保安機関」という。）の認定等に関する事務
- (3) 消費設備の修理、改造又は移転の命令に関する事務
- (4) 保安確保機器の設置及び管理の方法に係る認定等に関する事務
- (5) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可等に関する事務
- (6) 充てん事業者の充てん設備の設置の許可等に関する事務
- (7) 液化石油ガス設備工事及び特定液化石油ガス設備工事事業者の届出の受理に関する事務
- (8) 区域内液化石油ガス販売事業者、区域内保安機関、充てん事業者及び特定液化石油ガス設備工事事業者に対する指導監督等に関する事務

## 3 施行期日

令和5年4月1日

## 2 [第24号議案] 退職手当基金条例

### 1 制定の理由

職員の定年等に関する条例の一部改正により職員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、会計年度ごとに退職手当の支給額の総額が大幅に増減することとなることを踏まえ、退職手当の支給に要する経費の財源を安定的に確保するため、退職手当基金（以下「基金」という。）を設置するため、この条例を制定しようとする。

### 2 制定の概要

#### (1) 設置（第1条関係）

一般職に属する県職員（企業職員を除く。）及び県費負担教職員の退職手当（以下「退職手当」という。）の支給に要する経費の財源を確保するため、基金を設置する。

#### (2) 積立額（第2条関係）

基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

ア 予算で定める額

イ 基金から生ずる収入額

#### (3) 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

#### (4) 処分（第4条関係）

基金は、退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができるものとする。

#### (5) 繰替運用（第5条関係）

知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとする。

#### (6) 補則（第6条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

### 3 [第25号議案] 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

#### 1 制定の理由

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

知事の事務部局の定数について、次のとおり見直す。

- (1) 児童福祉司等の配置基準に対応し、及び感染症対策の体制の強化を図るため、知事の事務部局の職員の定数を増員する。
- (2) スポーツに関する業務を教育委員会の事務部局から知事の事務部局へ移管することに伴い、知事の事務部局の職員の定数を増員し、教育委員会の事務部局の職員の定数を減員する。

#### 2 制定の概要

次の表のとおり、知事の事務部局の職員の定数を増員する（第2条関係）。

(単位：人)

区 分	現 行	改正案	増 減
知 事	6,219	6,273	+54
[うち派遣職員等]	[538]	[541]	[+ 3]
教育委員会	438	424	△14
[うち派遣職員等]	[101]	[ 98]	[△ 3]
合 計	6,657	6,697	+40

#### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 4 [第26号議案] 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

(職員の給与等に関する条例等の一部改正)

県政改革方針に基づき、職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況等を踏まえ、行政職7級相当の職員の管理職手当の抑制措置を緩和した上で引き続き実施する等、関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

### 第2 制定の概要

#### 1 給与抑制措置

##### (1) 給料月額の特例

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給する防災監等の給料月額について、引き続き726,000円に減額する措置を実施する(職員の給与等に関する条例(以下「職員給与条例」という。)附則第3条関係)。

区 分	減額前	減額後
防災監等	740,000 円	726,000 円

##### (2) 管理職手当の特例

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給する管理職手当の月額について、行政職8級相当以上の職員については引き続き100分の12に相当する額を減じた額とする措置を実施し、行政職7級相当の職員については100分の8(現行:100分の12)に相当する額を減じた額とする措置を実施する(職員給与条例附則第4条関係)。

区 分	現行	改正後
管理職(8級相当以上)	△12%	△12%
管理職(7級相当)	△12%	△8%

##### (3) 期末手当の特例

令和5年6月及び12月に支給する防災監等の期末手当の額について、引き続き100分の1に相当する額を減じた額とする措置を実施する(職員給与条例附則第5条関係)。

区 分	減額割合
防災監等	△1%

## 2 通勤手当

職員が通勤のために新幹線鉄道等を利用する場合における通勤手当の加算措置の適用対象について、事務所等を異にする異動又は在勤する事務所等の移転に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員に限らないこととする（職員給与条例第17条及び附則第6条関係）。

現 行	改正案
人事異動等に伴い、通勤の実情が変更	撤 廃
新幹線鉄道等を利用せずに通勤する場合の通勤距離が 60km 以上 又は通勤時間が 90 分以上	同 左
新幹線等、高速道路の利用により通勤事情が相当程度改善	同 左

## 3 行政職の職員の職務の級

行政職の職員の職務の級を 1 級から 10 級まで（現行：2 級から特 10 級まで）とする（職員給与条例第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 25 条、別表第 1 及び別表第 6 関係）。

	行政 職 の 職 員 の 職 務 の 級									
現 行	2 級 (職員)	3 級 (職員)	4 級 (主任)	5 級 (主査)	6 級 (班長・主幹)	7 級 (副課長)	8 級 (課長)	9 級 (次長)	10 級 (部長)	特 10 級 (理事)
改正案	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級

## 4 技能労務職員

職員給与条例外 10 条例について、単純な労務に雇用される職員の名称を技能労務職員とする。

## 第 3 施行期日等

### 1 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日。ただし、第 2 の 3 及び第 3 の 2 の一部は、令和 6 年 4 月 1 日

### 2 第 2 の 2 及び 3 に伴い、関係条例について規定の整備を行う。

## 5 [第27号議案] 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

県政改革方針に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

### 2 制定の概要

#### (1) 給料月額の特例

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給する給料月額について、引き続き次の表のとおり減額する措置を実施する（附則第3項関係）。

職 名		減 額 前	減 額 後	(参 考) 特例条例減額後
知 事		1,340,000円	1,260,000円	938,000円
副 知 事		1,050,000円	1,008,000円	892,500円
教 育 長		880,000円	854,000円	
人事委員会の常勤の委員		740,000円	726,000円	
常勤の監査委員	代表監査委員	740,000円	726,000円	
	その他の監査委員	730,000円	716,000円	
公営企業及び病院事業の管理者		880,000円	854,000円	

#### (2) 期末手当の特例

令和5年6月及び12月に支給する期末手当の額について、引き続き次の表に掲げる割合に相当する額を減じた額とする措置を実施する（附則第4項関係）。

職 名	減額割合	(参 考) 特例条例減額割合
知 事	△5%	△30%
副 知 事	△3%	△15%
教 育 長	△2%	
人事委員会の常勤の委員	△1%	
常勤の監査委員	△1%	
公営企業及び病院事業の管理者	△2%	

### 3 施行期日

令和5年4月1日



## 6 [第28号議案] 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

(兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

兵庫県立丹波の森公苑のアトリエ棟の改修に伴い、当該施設の利用に係る料金の額を改正する等所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

### 2 制定の概要

アトリエ棟の名称を里山スクエアに改めるとともに、利用料金の見直しを行う（別表関係）。

区 分			開園 ～12:00	13:00 ～17:00	18:00 ～閉園	開園 ～17:00	13:00 ～閉園	開園 ～閉園
現 行	アトリエ (1棟につき)	宿泊をしない場合	600円	800円	1,000円	1,400円	1,800円	2,400円
		宿泊をする場合	1泊につき 3,700円					
改正案	里山スクエア		1人1時間につき 300円					

### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 7 [第29号議案] 兵庫県税条例の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

地方税法（以下「法」という。）の一部改正等に伴い、個人県民税、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税等に係る規定について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

### 第2 制定の概要

#### 1 総則

公示送達は、所定の方法により不特定多数の者が公示事項を閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、課税地を管轄する県民局又は県庁の掲示場に公示事項が記載された書面を掲示し、又は課税地を管轄する県民局又は県庁に設置した電子計算機の映像面に公示事項を表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする（第11条関係）。

#### 2 個人県民税

- (1) 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に対する寄附金を所得割の寄附金税額控除の対象となる寄附金とする期限を令和10年度（現行令和5年度）まで延長する（附則第9条の6関係）。
- (2) 肉用牛の売却による事業所得の所得割の課税の特例措置の適用期限を令和9年度（現行令和6年度）まで延長する（附則第9条の7関係）。
- (3) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等に対する分離課税の特例について、その適用を停止する措置の期限を令和8年3月31日（現行令和5年3月31日）まで延長する（附則第27条関係）。
- (4) 優良住宅地の造成等を目的とする土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する分離課税の特例措置について、その適用期限を令和8年度（現行令和5年度）まで延長する（附則第29条関係）。
- (5) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例について、一定の要件を満たす株式会社により設立の際に発行される株式（以下「設立特定株式」という。）を払込みにより取得した個人県民税の所得割の納税義務者が、その払込みにより取得をした設立特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失を適用対象に加える（附則第33条関係）。

#### 3 法人事業税

清算中の法人（通算法人に限る。）の残余財産の確定する日の属する事業年度（通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）が終了した場合、法人事業税の申告納付の期間を、事業年度終了の日から2月以内（現行事業年度終了の日から1月以内又は事業年度終了の日か

ら1月以内に残余財産の最後の分配若しくは引渡しが行われる場合にはその行われる日の前日まで)とする(第36条関係)。

#### 4 不動産取得税

- (1) 都市再生特別措置法に係る認定事業の用に供する不動産の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和8年3月31日(現行令和5年3月31日)まで延長する(附則第15条の2関係)。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日(現行令和5年3月31日)まで延長する(附則第15条の4関係)。
- (3) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日(現行令和5年3月31日)まで延長する(附則第17条関係)。
- (4) 宅地建物取引業者が取得した既存住宅について、取得の日から2年以内に、耐震基準適合要件を満たすための一定の増改築等を行った上、個人に譲渡し、当該個人が自己の居住の用に供した場合に係る税額の減額措置等の適用期限を令和7年3月31日(現行令和5年3月31日)まで延長する(附則第17条の2関係)。
- (5) 宅地建物取引業者が取得した土地(既存住宅とともに取得したものに限る。)について、取得の日から2年以内に、当該既存住宅に耐震基準適合要件を満たすための一定の増改築等を行った上、当該土地を個人に譲渡し、当該個人が当該既存住宅を自己の居住の用に供した場合に係る税額の減額措置等の適用期限を令和7年3月31日(現行令和5年3月31日)まで延長する(附則第17条の3関係)。

#### 5 軽油引取税

- (1) 次に掲げる輸入、消費又は譲渡に対しては、軽油引取税を課さない(第102条、第105条の2及び附則第21条の4関係)。
  - ア 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下「協定」という。)に基づきオーストラリア軍隊(協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。以下同じ。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
  - イ オーストラリア軍隊が、アにより軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費
  - ウ 船舶の動力源に供する軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合における当該軽油の譲渡

- (2) オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、当該消費に係る知事の承認を不要とする（第113条の10関係）。

## 6 自動車税の環境性能割

- (1) 環境性能割の税率について、その適用区分を見直す（第120条関係）。
- (2) 運行の維持が困難な路線において運行の用に供する一般乗合用のバスに対する環境性能割の非課税措置の適用期限を令和7年3月31日（現行令和5年3月31日）まで延長する（附則第21条の6の2関係）。
- (3) 環境への負荷の小さい軽油自動車に対する環境性能割の非課税措置の適用期限を令和5年12月31日（現行令和5年3月31日）まで延長する（附則第21条の6の2関係）。
- (4) 次のアからウまでに掲げる自動車で最初の新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けけるものに対する環境性能割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日（現行令和5年3月31日）まで延長する（附則第21条の8関係）。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下これらの自動車を「路線バス等」という。）のうち一定のノンステップバス

イ 路線バス等のうち一定のリフト付きバス

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち一定のユニバーサルデザインタクシー

- (5) 車両総重量が8トンを超えるトラックであって、側方衝突警報装置及び歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けけるものに対する環境性能割の課税標準については、当該トラックの取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除するものとする（附則第21条の8関係）。
- (6) 車両総重量が8トンを超えるトラックであって、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けけるものに対する環境性能割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和6年4月30日（現行令和5年3月31日）まで延長する（附則第21条の8関係）。
- (7) 乗用車、バス又は車両総重量が3.5トンを超えるトラック（以下「乗用車等」という。）であって、歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けけるものに対する環境性能割の課税標準については、当該乗用車等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除するものとする（附則第21条の8関係）。

## 7 自動車税の種別割

- (1) 電気自動車等の法が定める環境への負荷の小さい自動車に対する初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割の税率をおおむね100分の75軽減する特例措置について、適用期限を令和8年3月31日（現行令和5年3月31日）まで延長する（附則第22条関係）。

(2) 令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であること等一定の基準を満たす営業用の乗用車（(1)の適用を受けるものを除く。）に対する初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割の税率をおおむね100分の50軽減する特例措置について、適用期限を令和7年3月31日（現行令和5年3月31日）まで延長する（附則第22条関係）。

## 8 その他

引用条文を改める等規定の整備を行う（第16条、第27条、第33条、第40条、第77条、第113条の10、附則第10条の2、第13条、第17条の2、第21条の4、第21条の6の2、第21条の7、第21条の8、第22条及び第33条関係）。

## 第3 施行期日

### 1 施行期日

令和5年4月1日。ただし、次の(1)から(5)までについては、当該(1)から(5)までに掲げる日

(1) 第2の8の一部 公布の日

(2) 第2の2(5)並びに6(1)及び8の一部 令和6年1月1日

(3) 第2の6(1)の一部 令和7年4月1日

(4) 第2の5 協定の効力発生の日

(5) 第2の1及び8の一部 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

### 2 経過措置

第2の1の公示送達及び第2の2から7までの税目について、所要の経過措置を定める。

## 8 〔第30号議案〕 犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例

### 第1 制定の理由

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、民間支援団体及び市町の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び犯罪被害者等への理解の促進を図るための犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、この条例を制定しようとする。

### 第2 制定の概要

#### 1 定義（第2条関係）

- (1) 犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいうものとする。
- (2) 犯罪被害者等とは、犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいうものとする。
- (3) 犯罪被害者等支援とは、犯罪被害者等の権利利益の保護、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建、犯罪被害者等への理解の促進その他の犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいうものとする。
- (4) 二次被害とは、犯罪等による直接の被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、人々の理解のない言動又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいうものとする。
- (5) 再被害とは、犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいうものとする。
- (6) 民間支援団体とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいうものとする。

#### 2 基本理念（第3条関係）

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されることを旨として推進されなければならないものとする。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分に配慮して推進されなければならないものとする。

- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならないものとする。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係る者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならないものとする。
- 3 県の責務（第4条関係）
- (1) 県は、2の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。
- (2) 県は、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を円滑に実施することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 4 県民の責務（第5条関係）
- (1) 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、二次被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならないものとする。
- (2) 県民は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。
- 5 事業者の責務（第6条関係）
- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならないものとする。
- (2) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等であるその従業員に必要な支援を行うよう努めるとともに、その就業に十分配慮するよう努めなければならないものとする。
- (3) 事業者は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。
- 6 民間支援団体の責務（第7条関係）
- (1) 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用した犯罪被害者等支援を行うよう努めなければならないものとする。
- (2) 民間支援団体は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。
- 7 市町の責務（第8条関係）
- (1) 市町は、基本理念にのっとり、その地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないものとする。
- (2) 市町は、基本理念にのっとり、国及び県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。
- 8 支援に関する計画（第9条関係）

- (1) 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。
  - (2) 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - ア 犯罪被害者等支援についての基本的な方針
    - イ 犯罪被害者等支援に関する施策
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - (3) 知事は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等をはじめ広く県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
  - (4) 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
  - (5) (3)及び(4)は、支援計画の変更について準用するものとする。
- 9 支援体制の整備（第10条関係）
- 県は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者が相互に連携し、及び協力して、犯罪被害者等が必要とする支援が適切に提供されるよう、総合的な支援窓口を設置するとともに、当該関係する者が情報又は意見を交換する場を設ける等、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。
- 10 財政上の措置等（第11条関係）
- 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 11 個人情報の適切な取扱い（第12条関係）
- 県及び市町の職員、民間支援団体の職員その他の犯罪被害者等支援に関する業務に従事する者は、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に取り扱わなければならないものとする。
- 12 相談、情報の提供等（第13条関係）
- 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に関して専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。
- 13 損害賠償の請求に関する情報の提供等（第14条関係）
- 県は、犯罪被害者等が行う犯罪等に起因する損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の状況を踏まえ、当該請求に関し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を実施するものとする。
- 14 心身に受けた影響からの回復（第15条関係）
- 県は、犯罪被害者等が心的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復でき



るよう、その年齢、心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 15 安全の確保（第16条関係）

県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 16 居住の安定等（第17条関係）

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 17 雇用の安定等（第18条関係）

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めることができるよう、事業者に対する啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 18 刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等（第19条関係）

県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、当該手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 19 経済的負担の軽減（第20条関係）

県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 20 重大な犯罪等への対応（第21条関係）

県は、死傷者が多数に上る事案その他の重大な犯罪等が県内で発生した場合において、その犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携して、当該犯罪等に対応するための支援の体制を整備し、必要な支援を実施するものとする。

#### 21 県内に住所を有しない者への支援等（第22条関係）

(1) 県は、県内に住所を有しない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、当該犯罪等により犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に関して専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

(2) 県は、県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けたときは、当該被害を受けた場所の所在地の都道府県、当該都道府県に所在する民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係

する者と連携して、必要な支援を実施するものとする。

## 22 保護、捜査等の過程における配慮等（第23条関係）

県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、その負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための研修及び啓発、専門的な知識又は技能を有する職員の配置、関係機関との連携協力体制の整備その他の必要な施策を実施するものとする。

## 23 県民及び事業者の理解促進（第24条関係）

県は、県民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めることができるよう、広報、啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

## 24 民間支援団体に対する援助（第25条関係）

県は、犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を実施するものとする。

## 25 児童、生徒等に対する教育（第26条関係）

(1) 県は、児童、生徒等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を実施するものとする。

(2) 県は、犯罪等に起因して犯罪被害者等である児童、生徒等が教育を受けることが妨げられることのないよう、必要な施策を実施するものとする。

## 26 人材の育成（第27条関係）

(1) 県は、犯罪被害者等が二次被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員、民間支援団体の職員その他の者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修を実施するものとする。

(2) (1)のほか、県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するために必要な施策を実施するものとする。

## 第3 施行期日等

### 1 施行期日

令和5年4月1日

### 2 検討

県は、施行の日から起算して3年を経過するごとに、条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 9 [第38号議案] 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

(青少年愛護条例の一部改正)

博物館法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

### 2 制定の概要

次に掲げる条例について、法の引用条文を改める等規定の整備を行う。

青少年愛護条例（第12条の5 関係）

### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 10 〔第42号議案〕 関西広域連合公平委員会に係る事務の受託

関西広域連合の公平委員会の事務を次のとおり受託しようとする。

関西広域連合と兵庫県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、関西広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を兵庫県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

## 11 〔第44号議案〕 包括外部監査契約の締結

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、令和5年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しようとする。

### 1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

### 2 契約の始期

令和5年4月1日

### 3 契約の金額

12,000千円を上限とする額

### 4 契約の相手方

住 所 西宮市殿山町4番19号

氏 名 えんどう まさひろ 遠藤 真廣

資 格 公認会計士

## 12 [第45号議案～第51号議案] 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立嬉野台生涯教育センター	加古川市平岡町新在家902番地の3 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 理事長 <small>はやし しょうご</small> 林 省吾	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
	〔指定理由〕 県民の教養や地域文化の向上、生活創造活動支援といった当該施設の目的に合致した事業について、これまで指定管理者として培ってきたノウハウや地域団体との関係性を活用した実施が期待できる。	
兵庫県立但馬文教府	加古川市平岡町新在家902番地の3 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 理事長 <small>はやし しょうご</small> 林 省吾	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
	〔指定理由〕 県民の教養や地域文化の向上、生活創造活動支援といった当該施設の目的に合致した事業について、これまで指定管理者として培ってきたノウハウや地域団体との関係性を活用した実施が期待できる。	
兵庫県立西播磨文化会館	加古川市平岡町新在家902番地の3 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 理事長 <small>はやし しょうご</small> 林 省吾	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
	〔指定理由〕 県民の教養や地域文化の向上、生活創造活動支援といった当該施設の目的に合致した事業について、これまで指定管理者として培ってきたノウハウや地域団体との関係性を活用した実施が期待できる。	
兵庫県立淡路文化会館	加古川市平岡町新在家902番地の3 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 理事長 <small>はやし しょうご</small> 林 省吾	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
	〔指定理由〕 県民の教養や地域文化の向上、生活創造活動支援といった当該施設の目的に合致した事業について、これまで指定管理者として培ってきたノウハウや地域団体との関係性を活用した実施が期待できる。	

兵庫県立芸術文化センター	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 公益財団法人兵庫県芸術文化協会 理事長 <small>にしうえ みつる</small> 西上 三鶴	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 芸術文化センター開館前の準備段階から現在に至るまで、県と一体となってセンターの事業実施や施設の管理運営に取り組んできた団体であり、開館以降もセンターの指定管理者として、優れた事業実績を有している。</p> <p>(2) 芸術監督をはじめとする舞台芸術の専門家や専属の楽団など、施設の特性を最大限に発揮できる体制が整っている。</p> <p>(3) センターの管理業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有している。</p>	
兵庫県立こどもの館	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 公益財団法人兵庫県青少年本部 理事長 <small>うえだ けんいち</small> 上田 賢一	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 児童を含めた青少年の育成県民運動の展開、青年リーダーや育成指導者の養成、子どもの冒険ひろば等の体験活動の推進など、児童や青少年の健全育成をはじめとする活動において県行政の一翼を担っており、本県の取組とも方向性を一にしている。</p> <p>(2) 「生きる力を育む先駆的な体験活動の推進」などを柱として事業を展開しており、これらはこどもの館の理念や事業とも合致しており、既存事業との連携やノウハウの活用が可能である。</p>	
兵庫県立山の学校	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 公益財団法人兵庫県青少年本部 理事長 <small>うえだ けんいち</small> 上田 賢一	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 「明日の兵庫を担う心身ともに健全な青少年の育成を図る」ことを目的に、行政や民間との協働による多様な事業を展開しており、県が進める参画と協働を基本とした青少年健全育成施策と方向性を一にしている。</p> <p>(2) 指定管理者として、進路を見いだせない青少年の自立を支援する事業を効果的に実施し、適時運営・プログラムの見直しと検証を行うなど、時代に即応した運営計画を策定する能力を有している。</p>	

## 13 〔第144号議案〕 持続可能な兵庫づくり基金条例

### 1 制定の理由

次世代産業の競争力の強化及び脱炭素社会の実現に資する事業の資金に充てるため、持続可能な兵庫づくり基金（以下「基金」という。）を設置するため、この条例を制定しようとする。

### 2 制定の概要

#### (1) 設置（第1条関係）

県は、技術革新の進展に即応した高度な産業技術を利用する産業の競争力の強化及び脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に資する事業（以下「持続可能な兵庫づくり事業」という。）の資金に充てるため、基金を設置する。

#### (2) 積立額（第2条関係）

基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

ア 予算で定める額

イ 基金から生ずる収入額

#### (3) 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

#### (4) 処分（第4条関係）

基金は、持続可能な兵庫づくり事業の財源に充てる場合に限り、処分することができるものとする。

#### (5) 繰替運用（第5条関係）

知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとする。

#### (6) 補則（第6条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

### 3 施行期日

公布の日



## 14 〔第145号議案〕 美術品等取得基金条例等の一部を改正する等の条例

### 1 制定の理由

県政改革方針を踏まえ、美術品等取得基金等の基金の県債管理基金への積立てを廃止することとし、関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

### 2 制定の概要

(1) 次に掲げる条例により設置される基金について、知事は、有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があるときは、その全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる旨の規定を削除する。

- ア 美術品等取得基金条例
- イ 市町財政等調整基金条例
- ウ 勤労者福祉基金条例
- エ 芸術文化センター事業基金条例
- オ 芸術文化振興基金条例
- カ 県民緑税条例
- キ はばタンスポーツ基金条例
- ク ふるさとひょうご寄附基金条例
- ケ 県有施設等整備基金条例
- コ 地域創生基金条例
- サ 森林環境事業基金条例

(2) 関連法人事業基金条例を廃止する。

(3) 基金管理特別会計条例を廃止する。

### 3 施行期日

令和5年3月31日

## 15 〔第146号議案〕離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する 条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

離島振興法の一部改正により、同法の有効期限が延長されたことを踏まえ、離島振興対策実施地域における事業税等の課税を免除する措置の期限を10年間延長するため、この条例を制定しようとする。

### 2 制定の概要

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例は、令和15年3月31日（現行平成35年3月31日）限り、その効力を失うものとする（附則第2項関係）。

### 3 施行期日

公布の日

## 16 〔第152号議案〕 兵庫県地域創生戦略（2020～2024）の変更

兵庫県地域創生戦略（2020～2024）（以下、「本戦略」という。）の策定後に生じた、新型コロナウイルスの感染拡大による暮らしや働き方、価値観の変化や、「挑戦」と「包摂」を両輪に兵庫のめざすべき姿「躍動する兵庫」を描いた「ひょうごビジョン2050」などの新たな要素を反映させるため、本戦略を次のように改める。

### 1 改訂の概要

#### (1) 基本方針

県政の基本方針「ひょうごビジョン2050」の最も総合的な実行プログラムとして推進し、ビジョンで示す「誰もが希望を持って生きられる一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』」の実現をめざす。

見直しにあたっては、本戦略の基本理念（「五国の多様性を活かし、一人ひとりが望む働き方や質の高い暮らしが実現できる舞台、ふるさと兵庫をつくる」）や枠組みは維持しつつ、戦略の進捗状況やビジョンのめざす姿、社会潮流等を踏まえ、計画期間の後期2か年における重点的な取組の方向性を明示する。

#### (2) 後期2か年の重点取組の全体像

##### ア 共通基盤

本県の持続的な成長、発展を牽引するための、全ての取組に通じる共通基盤「Growth Driver」として「SDGs」「公民連携」「DX」を設定する。

##### ①SDGs

兵庫では、地域の人々が日々の暮らしや営み、生業の中で、主体的に課題解決に取り組み、未来を切り拓いてきたが、こうした取組には、世界が持続可能な発展を遂げていくための多くの手がかりが秘められており、SDGsの理念ともその多くが符合している。

SDGsの取組は、兵庫が未来に向かって持続的に成長し、県民一人ひとりが「生活の豊かさ」や「安全・安心」を実感できる社会へと発展するための基盤となるものである。

##### ②公民連携

社会課題の複雑化・高度化が進む中、行政だけで課題の解決を図ることは困難になっており、公民連携の重要性が増している。企業・大学等との幅広い連携やネットワークなど、公民連携を活性化する基盤構築を進め、より多くのステークホルダーとのパートナーシップを推進することにより、施策の取組効果を高めていく。

##### ③DX

DXは、働き、学び、暮らす場の物理的な距離の壁を取り払うとともに、自動運転やドローン、スマート農業など、デジタル技術による新たなサービスが地域課題を解決する鍵と

なっている。暮らしや産業面に加え、環境、防災、社会福祉など、あらゆる分野の課題解決に向け、デジタル技術の社会実装を加速していく。

#### イ 重点取組の3つの柱

時代の動きを踏まえ、取組の3つの柱を据える。ポストコロナ社会を先導する「Frontier」、地方回帰の流れを捉える「Return」、将来世代への応援を強化する「Future」である。3つの柱のもと、特に重点的に取り組むべき施策の方向性を掲げた。

こうした各施策は複線的に効果をもたらすとともに、複数の施策が相乗的に1つの効果を発揮するものである。さらに、出会い・結婚から、出産、子育て、教育、シビックプライド、仕事づくり（産業振興）、働き方といった取組は、それぞれが密接に関連しあっており、切れ目のない支援の横断的な実施が、より効果を高めることにつながる。組織や施策分野といった縦割りに陥ることなく連携して推進し、地域創生の好循環を創出する。

#### ①Frontier ～ポストコロナ社会を先導する～

コロナ禍は、都市集中の脆弱性を顕在化させるとともに、社会の価値観や行動様式に大きな変化をもたらした。新たな潮流の中で、豊かな県民の暮らしと兵庫の持続可能な発展を実現させていくためには、民間とのパートナーシップやデジタル技術の活用を最大限に図りながら、ポストコロナ社会を先導する取組に積極的にチャレンジしていかなければならない。産業競争力の強化、交流の拡大、多自然地域の活性化など、新たな地域モデルとなる取組を推進する。

##### (ア) GX(グリーントランスフォーメーション)の加速

カーボンニュートラル実現のための取組を持続的な成長・発展の契機と捉え、関連産業の集積促進や中小企業の取組支援など、温室効果ガスの排出削減と産業競争力の向上に資するGXの取組を、様々な産業分野で官民を挙げて展開する。

##### (イ) 2025大阪・関西万博等を見据えた関西・瀬戸内交流圏の形成

2025年の大阪・関西万博と瀬戸内国際芸術祭の同時開催を踏まえ、関西エリアと瀬戸内エリアを結ぶ大交流圏の形成に向け、様々な主体と連携した取組を推進する。

##### (ウ) 新たな技術や多様なチカラによる地域課題解決

持続可能な生活圏形成に向け、市町と連携して多自然地域の活力創出に取り組むとともに、社会起業家の育成・成長支援や理工系人材の育成・獲得支援、外国人材の受入促進等により、様々なプレイヤーによる地域課題解決の取組を促進する。

#### ②Return ～地方回帰の流れを捉える～

コロナ禍はリモートワーク、オンライン教育、遠隔医療などのデジタル技術の社会実装を急速に拡大させ、新しい働き方・暮らし方が広がりつつある。

本県においても多自然地域への移住や企業の移転などの動きが見られ、働き方改革や移住促進策の強化、まちのにぎわいや魅力づくりなどにより、この地方回帰の流れを確かな

ものとしていく。

(ア) 働き方改革先進県の実現

若い世代を中心に、就職先を選ぶ際に企業の社会貢献度やワークライフバランスの取組を重視する傾向が強くなっている。流出の大きい若者を惹きつけるためには、中小企業を含めてSDGsの取組を普及していく必要がある。柔軟に働きながら幸福度（Well-being）を高められる環境整備や多様な人材が活躍できる職場づくりにより、誰もがチャレンジできる多様な働き方を推進する。

(イ) 移住施策の強化

多自然地域に豊かな暮らし・働き方を求める地方回帰の流れを確かなものとするため、移住推進プロジェクトとして、移住に至る段階（①知る、②探す、③試す、④決める）に応じた対策を体系的に推進する。

(ウ) シビックプライドの醸成

地元定着やUターン者、地域の担い手の拡大を図るため、2025大阪・関西万博を契機とした地域の魅力の磨き上げや、スポーツ・文化の振興、地域で活躍する人たちとの交流などを通して地域への誇りや愛着を醸成する。

③Future ～将来世代への応援を強化する～

人口減少の進行等により将来不安が増すなか、県民が安心して望む生き方を選択できる社会、子どもたちが将来への希望を持って活躍できる社会を目指していく必要がある。結婚、出産、子育てなど望むライフコースの実現、特別な課題を抱える人への支援、子どもたちの学びの環境整備など、兵庫の未来を担う世代への支援を一層推進する。

(ア) 結婚・出産・子育て支援の充実

コロナ禍により、出会いの機会の減少や、出産を控える動きが見られ、将来を担う世代の不安を取り除いていく必要がある。幅広い出会いの機会の提供や、不妊等への精神面・経済面の負担軽減、子育てに優しい地域づくりなど、結婚・出産・子育ての希望を叶える取組を展開する。

(イ) 課題を抱える人への支援強化

誰も取り残されない社会の実現に向け、特別な課題を抱える家庭や子どもが、必要な時に必要な支援を滞りなく受けられるよう、国や市町と連携し、個別の事情に沿ったきめ細やかな支援制度を構築していく。

(ウ) 教育への投資強化

次世代を担う若い世代がそれぞれの能力を発揮し、社会のあらゆる分野において活躍することができるよう、新しい時代のニーズを踏まえた学校づくりを推進するとともに、「生徒ファースト」の視点で学校施設の改善等を加速させる。